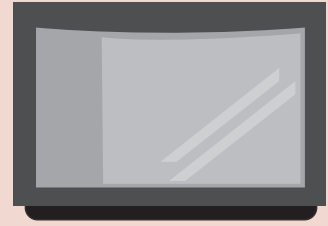


テレビについての 大切なお知らせです



2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。それ以降、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。地上デジタル放送を視聴するには次の方法があります。

- ①地上デジタル放送対応のテレビに買い替える
- ②地上デジタルチューナーを買い足す
- ③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する

※①、②については、UHFアンテナが必要です。

なお、BSアナログ放送も地上アナログ放送と同じ2011年7月24日までに終了します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

☆デジタル放送に関する問い合わせ先☆

- デジサポ岐阜** ホームページ <http://www.digisuppo.jp/index.php/branch/gifu/25/>
☎ 058-203-5400 【平日】午前9時～午後9時 【土・日・祝日】午前9時～午後6時
- BSデジタル放送お問い合せセンター**(BSデジタル放送について)
☎ 0570-01-2011(ナビダイヤル)
※IP電話など、ナビダイヤルがつかない場合 ☎ 045-345-4080
【平日】午前9時～午後9時 【土・日・祝日】午前9時～午後6時
- (社)デジタル放送推進協会** ホームページ <http://www.dpa.or.jp/>

国民健康保険からのお知らせ

■高齢受給者証の更新について

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者に交付しており、保険証と一緒に医療機関に提示してもらうものです。所得などによって自己負担割合を判定し、8月1日から有効のものを7月31日までに郵送します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

7月31日までの限度額適用・標準負担額減額認定証を交付してある方には、申請のための案内を7月上旬に郵送しています。案内が届いていない方や、今まで認定証をお持ちでなかった方で、入院の予定があり高額療養費に該当すると思われる方は申請してください。なお、認定証の交付日は申請月の1日ですので、お気をつけください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時の医療費の自己負担が高額になった時、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。

この認定証は、国保税を滞納していると交付できません。また、70歳以上の方は、低所得の方(同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税)のみ交付できます。

照会先 国保年金課 国保係 ☎ 23-6719 ☎ 23-7739